

**平成 31 年度
大田区社会福祉協議会
事業計画**

**平成 31 年 3 月
大田区社会福祉協議会**

はじめに

「平成」もあとわずか。

「平成」を振り返ったときに、真っ先に思い浮かぶのは、災害が多かったことです。また、社会福祉では、さまざまな制度改正が行なわれてきました。特に、平成 12 年に介護保険法と成年後見制度が導入され、福祉は、「措置から契約」へ大幅な制度変更が実行されました。そして、社会福祉事業法が社会福祉法に改正、「地域福祉の推進」が明記されました。その後も持続可能な社会の構築のため、制度改正が続いています。

この間、我が国は、世界に類を見ない速度で、少子高齢化が進展し、現実には人口減少社会に突入、2025 年問題は目前です。また、都市化や核家族化は、支えあいの仕組みやコミュニティのありようも変容させてきました。

一方で、社会的孤立から派生する諸課題や生活困窮者問題、いわゆる 8050 問題やダブルケアなど、多分野にわたり、行政や公的制度だけでは解決できない新しい生活課題、福祉課題も発生しています。

このような課題を解決するために、国は、平成 28 年 6 月「一億総活躍プラン」が閣議決定し、全ての人が役割を担い、お互いに支え合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」実現が提起されました。

住民が安心して暮らせる福祉のコミュニティづくりを目的とする社会福祉協議会にとって、「地域共生社会」構築は、重要な使命の一つです。そのため、平成 31 年度、大田区社会福祉協議会は、個別支援を充実させるとともに、縦割りを排し、包括的な地域福祉推進体制を構築するために組織改正を行います。事務局体制をセンター化し、係間の連携を迅速・柔軟に行えるようにします。さらに、第 6 次大田区地域福祉活動計画を策定し、計画的に地域共生社会の基盤づくりと成年後見制度の中核機関になるべく準備を進めてまいります。大田区社会福祉協議会は、地域のみなさまや大田区をはじめ、関係機関・団体のみなさまと更なる連携のもと、地域福祉の推進と大田区らしい地域共生社会の実現に向けて、尽力してまいります。

平成 31 年 3 月

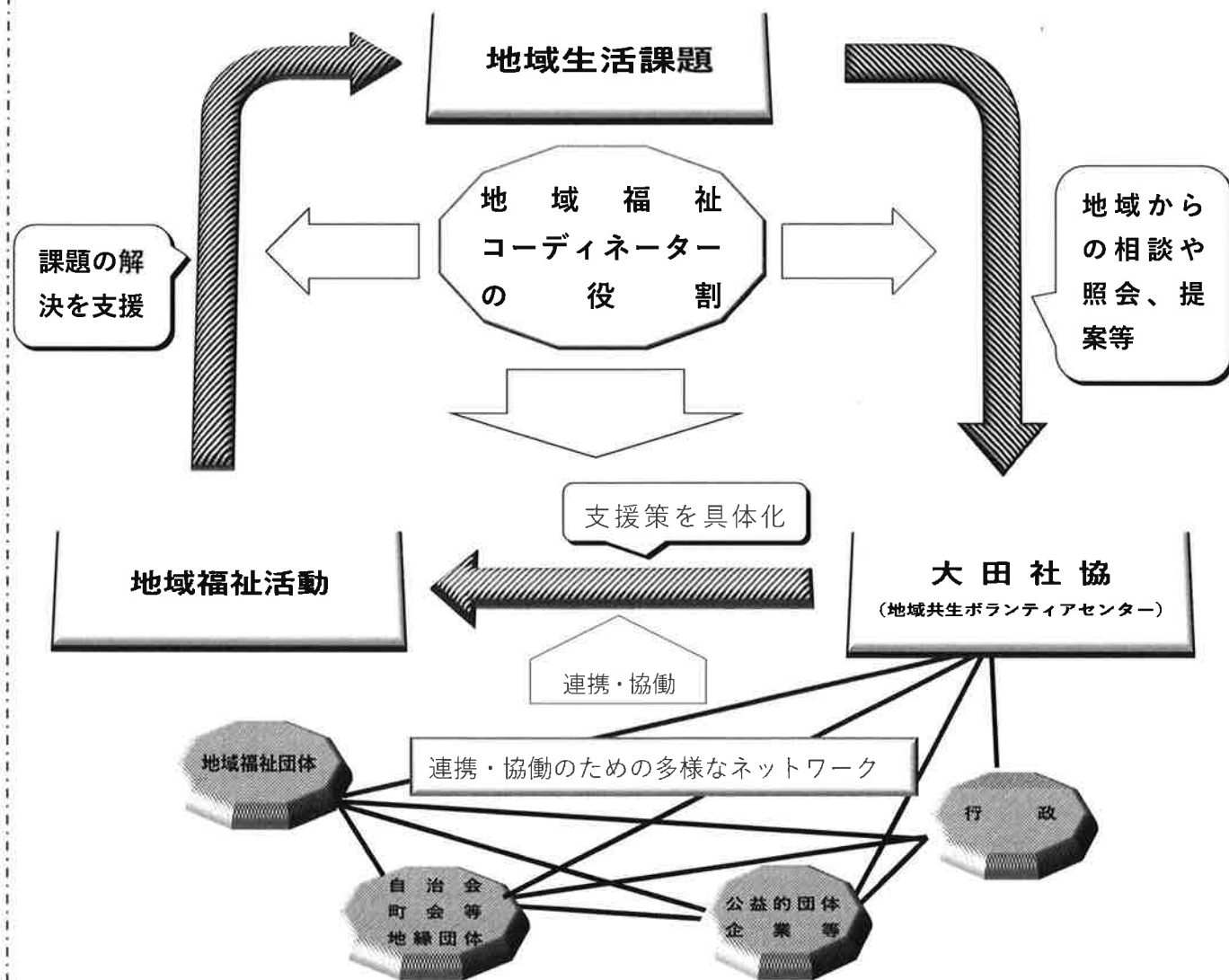
1 本目の柱 地域共生社会の実現 に向けた地域づくり



様々な生活課題を解決していくため、多様な組織・団体と連携し、課題の発見から支援までのサイクルを円滑に進め、地域の課題解決力を高めていきます。

そのためには、地域福祉コーディネーターの役割が重要であり、あらゆる場面にに関わり、地域福祉活動の充実や、連携・協働のためのネットワークの拡大等に取り組みます。

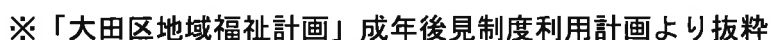
《地域福祉活動関係のイメージ図》



■ 1 成年後見制度の中核機関への準備

平成 31 年度は大田区とともに、中核機関としての仕組みづくり等に取り組んでいきます。

成年後見制度利用促進のために、センター内の業務分担を再構築し、広報啓発、相談支援、親族後見人支援、地域連携ネットワークを担う部門と法人後見、後見監督、地域福祉権利擁護事業を担う部門に再構築し、より効果的・効率的な事業展開を図ります。



3 本目の柱

法人運営の強化



大田社協に求められる役割は、大きくなっています。その役割に応えるため運営基盤・財政基盤・人材基盤を整えていく必要があります。

■ 1 運営基盤整備組織改正

平成 31 年度は、組織改正を行い、係体制からセンター化に移行します。センター化により、係の縦割りをなくし、職員が柔軟に業務を担当できるようになるとともに、センター長は、センターを統括し、法人経営の視点を含め、地域共生社会の実現と地域に根づいた大田区社会福祉協議会（以下、大田社協という）をめざしていくものとします。

また、大田区らしい地域共生社会の実現に向けて、これからの大田社協の事業のあり方や組織課題について、協議する場（課題別特別委員会）の設置を検討していきます。

■ 2 財政基盤整備

- (1) 会費・歳末たすけあい募金・赤い羽根募金
多くの区民の方に大田社協の事業を理解いただき、財政安定化をめざします。

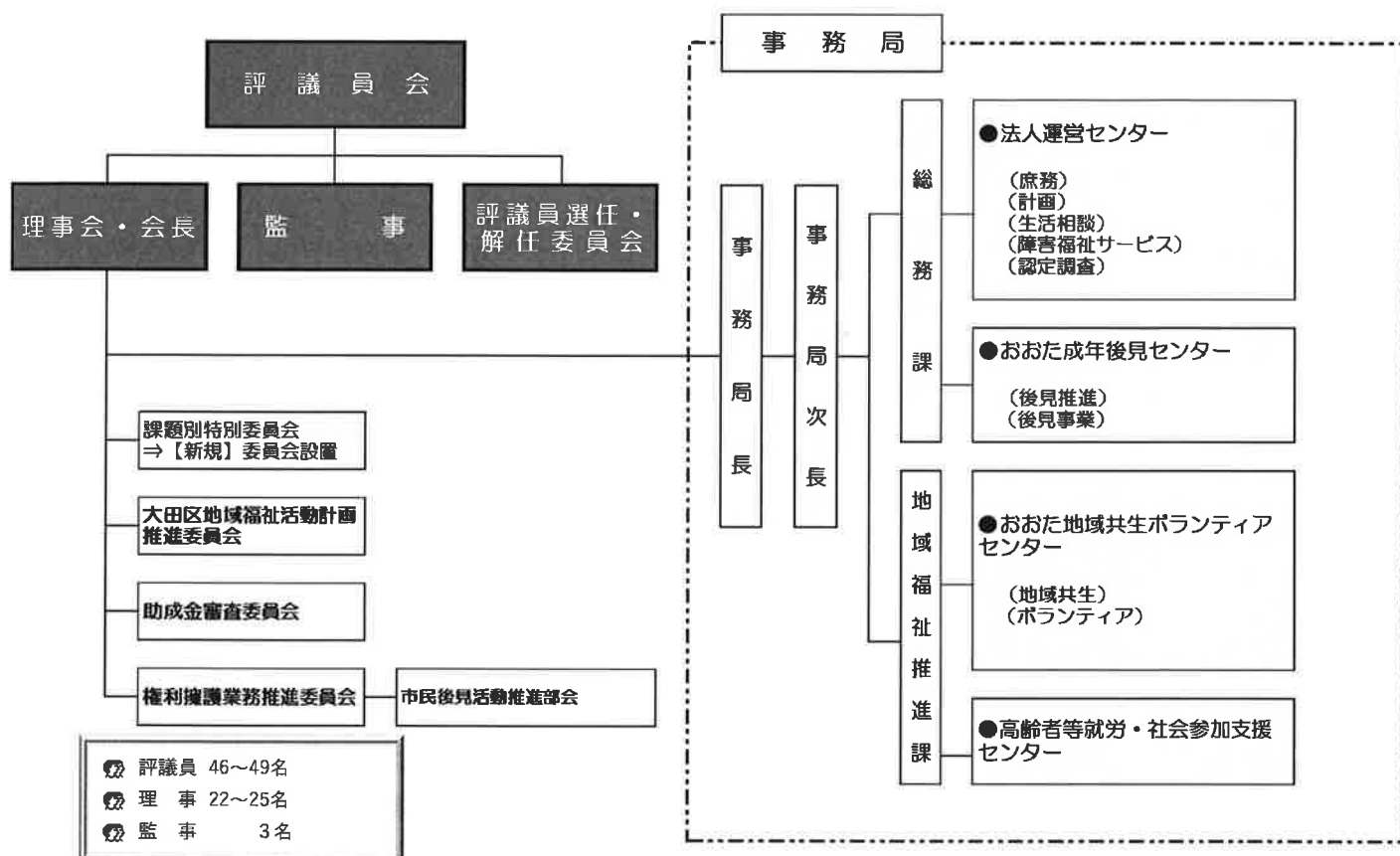
- (2) 自主財源の確保

■ 3 人的基盤整備

地域福祉を担う専門的機関として、大田区内の社会福祉法人をリードしていくなど、職員の人材育成を図っていきます。また、地域づくりや成年後見制度を進めていくための専門的知識や能力向上を図り、職員の資格取得についても応援していきます。

さらに、人事給与制度の改革、働き方改革への対応等について進めていきます。

平成 31 年度 大田区社会福祉協議会 組織図



事業計画(主要内容)

1 第6次大田区地域福祉活動計画の策定 【387 万円】

～ 「大田区地域福祉計画と連動して作成します。 ～

国が示した「地域共生社会」の考え方や社会福祉協議会に期待されている役割などを踏まえ、大田区が策定する「地域福祉計画」と連動する計画として、第6次大田区地域福祉活動計画を策定します。

第6次計画は、第5次計画の主旨である「人を結び 地域で支えあう」の理念を継承しつつ、同じ地域に暮らす人の抱える課題を我が事として受け止め、その解決に向けて一人ひとりがそれぞれの立場で主体的に取り組む地域づくりをテーマとします。大田区地域福祉計画において示された「大田区版地域共生社会」を実現するための活動・行動計画の策定をめざします。

○ 発行： 平成31年（2019年）10月予定

2 広報活動の強化

～ 大田社協をより身近にします。 ～

(1) おおた社協だより 【954 万円】

地域の方に参加いただき、たくさんの区民の方に見ていただけるような紙面づくりをしていきます。

第6次大田区地域福祉活動計画の策定の合わせ臨時号の発行も予定しています。

発行回数	7月、10月、12月、3月 11月（臨時号）
発行部数	各号 164,200 部
配布方法	新聞折込 蒲田駅大田区報スタンド 等

(2) ホームページ 【98 万円】

アクセスのしやすさや使いやすさを高めるため、トップページを改修し、おおた社協だよりやボランティアコミュニケーションと連動して効果的な周知を図っていきます。また、地域福祉活動をより深くお知らせするための新設ページを設けます。

新設ページ	民生委員児童委員活動周知ページ
	子どもの支援に関するページ

3 生活福祉資金貸付・受験生チャレンジ支援貸付

～ 生活や受験をサポートします。～

(1) 生活福祉資金貸付（東京都社会福祉協議会受託事業） 【1,082 万円】

民生委員児童委員と連携しながら、低所得世帯等に対して資金の相談支援と資金の貸付を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした貸付事業です。

【貸付金の種類】

- ・教育支援資金
- ・福祉資金
- ・緊急小口資金
- ・総合支援資金
- ・不動産担保型生活資金

(2) 受験生チャレンジ支援貸付（大田区受託事業） 【971 万円】

低所得世帯の中学3年生や高校3年生等受験生の塾代や高校・大学等受験料について、無利子で貸し付けを行います。

高校・大学等に入学した場合、申請により返済が免除される制度です。

【貸付の内容】

- ・塾代 上限 20 万円
- ・受験料 中学3年 上限 27,400 円 4 回分まで
高校3年 上限 80,000 円

4 障害者総合支援事業

【5,158 万円】

～社会参加と尊厳のある暮らしをサポートします。～

障害者総合支援法に基づく事業を実施しています。

(1) 同行援護

視覚障害者の移動時や外出先において、移動の支援や必要な視覚的情報を提供します。

(2) 重度訪問介護

常時介護を必要とする重度の肢体不自由な方に、身体介護・家事援助・移動介護等のサービスを提供します。

○ 現任研修

- ・対象：登録ヘルパー
- ・開催数：4 回
- ・目的：ガイドヘルパーのスキルアップのため



○ 同行援護従事者養成研修の実施

- ・ 1 回開催
- ・ 座学のほか、スーパーや電車・バス等を利用して、専門的な知識や技能を持ったガイドヘルパーの養成を行います。

5 要介護認定調査事業の拡大

【5,155 万円】

～介護保険制度認定調査の未来を支えます～

大田社協は、大田区内で唯一新規申請の要介護認定調査を受託できる指定市町村事務受託法人として公平、中立性の高い調査を実施します。

区からの認定調査受託数を拡大し、区内の調査の平準化や登録調査員のレベルアップを図ります。

(1) 拡充に係る費用

【新規】調査票管理のためシステム導入費用（61 万円）

【新規】安定的に調査を実施していくため契約職員雇用（3 名）

【拡充】登録調査員の募集（目標 40 人）

(2) 受託予定件数

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
3,500 件	6,300 件	8,000 件	12,000 件

6 成年後見制度の利用促進

【1,722 万円】

～ 権利が擁護される地域づくりを目指します。～

(1) 広報啓発

おおた成年後見センターでは、成年後見制度や将来に備えた老いじたく等ご要望に応じた内容で出前講座を行っています。地域団体の勉強会や自治会町会、民生委員児童委員協議会、ケアマネ連絡会など幅広く対応していきます。

平成 30 年度には、成年後見制度を分かり易くご紹介した DVD (『法定後見編』『任意後見編』各 6 分) を作成しました。また、大田区協ホームページで『アニメで知る成年後見制度』として、制度概要や利用の流れを視聴できます。身近な相談窓口として、広く一般区民に周知し、活用いただけるよう取り組みます。

アニメで知る

成年後見制度

- 任意後見制度 編
- 法定後見制度 編



(2) 親族後見人のサポート

平成 31 年度は親族後見人の交流会を開催し、親族後見人同士の交流と活動上の悩みの共有を図るなかで、後見業務における課題等の把握に努め、親族後見人の活動支援に取り組みます。

(3) 法人後見の強化

大田区のセーフティネットを担うとともに、法人で受任する強みを活かし、複数担当や機動力を活かし、後見活動に取り組みます。

また、さまざまなケースに対応することで、経験を積み重ね、より専門性を高めていきます。

(4) 社会貢献型後見人の育成・支援

市民後見人養成基礎講習受講者の拡大及び修了者の多様な活用を図ります。



市民後見人養成講座から
多様な地域活動へ



7 地域共生社会づくりに向けて基盤づくり

【163 万円】

～ 包括的支援体制の構築を進めます。～

(1) 助けあいプラットフォーム事業

複合化・複雑化した課題の解決には、地域の多様な主体が連携して取り組む必要があります。この連携・協働が機能する土台（プラットフォーム）を築くために地域課題を共有・協議する場づくりを展開します。

参加者がそれぞれの立場から見える課題を話し合う過程を通じて、共通する目標に対し、互いの強みを出し合いながら有機的に連携することで、地域課題の解決をめざします。

(2) 地域福祉を推進するコーディネーターの育成

協議の場において、参加者が主体的に関わり、それぞれの経験や強みを最大限に発揮することができるよう、地域福祉コーディネーターをはじめとする地域福祉の推進に関わるコーディネーターを対象に研修を実施し、場づくりやコーディネーター力の向上を図ります。

(3) 地域づくり推進のための体制整備

地域づくりに関する情報や資源、ノウハウなどを収集・分析・整理を行い、各地域での実践に活用できる体制をつくりまします。

8 子どもの生活応援ネットワーク事業

【144 万 6 千円】

～ 子どもを中心とした取り組みを進めます。～

大田区の受託事業として、大田区が平成 29 年 3 月に策定した「おおた 子どもの生活応援プラン」を推進するため、子どもの貧困対策に取り組む区民活動団体のネットワークの構築と活動の支援を目的に「地域とつくる支援の輪プロジェクト」を実施しています。

平成 31 年度は、平成 30 年 12 月に実施した「子ども 1,000 人アンケート」や「コドモとトーク」を踏まえ、引き続き子どもたちの意見を表明する場を設けるとともに、団体同士の相互理解を深める場の提供やホームページを通じた活動を強化するための情報提供など、具体的な行動につながるような支援に取り組んでいきます。

9 地域福祉活動の多様化・ネットワークの充実に向けて ～ 地域活動の活性化を図ります。～

(1) 絆サービスの運営

【83万8千円】

大田区介護予防・日常生活支援総合事業の中のサービスメニューのひとつである「絆サービス」について、地域包括支援センターと協力して円滑な運営を図ります。

大田社協は、ボランティアな精神を基調に、このサービスの担い手となる「絆会員」の育成と、名簿や利用状況の管理、会員の交流会等を担当し、地域包括支援センターは、利用者と絆会員のマッチングを担当します。

絆会員を募集する登録説明会を区内で10回行うほか、絆会員の交流と研修を目的とした交流会を4回予定しています。

○事業の「縦割り」を超えて

ボランティアセンターでは、ボランティア活動登録、有償家事介護サービス協力会員登録など、事業単位で管理してきました。この管理方法を、それぞれの登録者の意向を確認の上、登録情報を一括して管理する方法に改め、活動先を柔軟にご紹介できるようにしてまいります。これにより、ニーズと活動者をマッチングするスピードのアップをめざします。

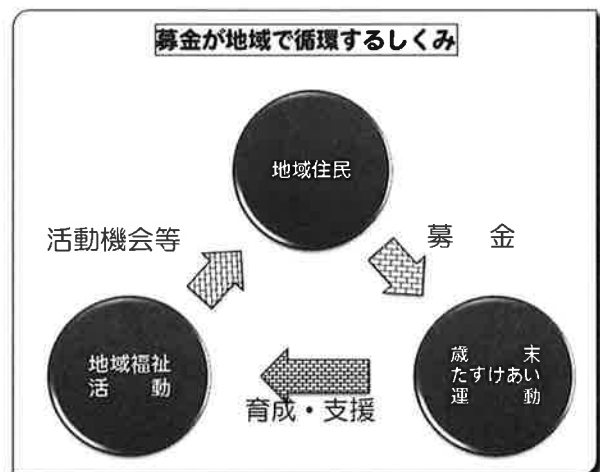
(2) 地域福祉活動団体支援事業

【610万円】

従来の「ボランティア活動振興助成事業」や「区民活動助成事業」等を再編し、幅広く地域福祉活動に取り組む民間団体を支援するため、歳末たすけあい運動募金から配分される「地域福祉活動費」を活用して、相談助言や広報活動の支援や活動費の助成を行います。

【助成の種類】

- ① 通年活動助成 (年間の活動費)
- ② イベント助成 (行事等の資金)
- ③ トライアル助成 (先駆的取組み)



歳末たすけあい運動に拠出された募金が地域福祉活動を育み支えることで、活動やサービスが豊かになり、地域に還元されていく「循環のしくみ」を構築します。

(3)「つどいの場」活動支援事業

【399 万円】

従来の「いきいき・ふれあいサロン事業」と「居場所事業」を再編し、地域生活課題の解決に向けて、サロン活動、居場所活動、子ども食堂など、住民が主体的に行う「つどいの場」の活動に対して、相談助言や広報活動、活動費の助成（年間3万円）のほか、活動中の事故の補償等を行います。

(4)生活困窮者支援

【108 万円】

生活福祉課や大田区生活再建・就労サポートセンター（JOBOTA）等での生活相談を通じて一時的に食料支援が必要性が確認された方に対して、年度内で2回を上限として、概ね10日程度分の食料を支給します。

また、関係機関・団体と連携した食料支援のための新しい枠組みを構築して、このような活動の一層の充実強化を図ります。

①「切手を一膳のご飯に 米1トンプラン」

使用済み切手の売却益等を活用して白米を年間で1トン購入し、区内にあるNPO法人と連携して、ひとり親家庭に配付します。

なお、使用済み切手ボランティアについても、職場や家庭、サークル活動等で気軽に取り組める活動としてPRしていきます。

使用済み切手ボランティア

切手の周囲を5mm程度残して集めていた
だき、ボランティアセンターで段ボールに詰め
て専門業者に
売却しています。

売却単価は、平
成30年中は、1
kgあたり概ね600
円程度でした。



② 地産地消型未使用食品活用事業

大田区（環境清掃部）や区内の企業、福祉施設や福祉活動団体等と連携して、流通過程で生じるキャンセル等による未利用食品や災害用備蓄食料を、有効に活用していくためのネットワークを構築し、大田社協がその事務局を担い、円滑な連絡調整に取り組めます。

(5) 災害支援活動の充実・強化

日本の各地で発生している自然災害は、いつ大田区で起きても不思議では、ありません。大田社協は、平成26年に大田区と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結していますが、平成31年3月に（一社）地域パートナーシップ支援センターとも協定を結び、今後は三者で連携協働して災害への備えを進めます。

①災害ボランティアセンター設置・運営等

大田区地域防災計画では、大田区内で大規模な災害が発生したときは、大田区が災

害ボランティアセンターを設置し、その運営に大田社協も、参加することになっています。定期的に区や地域パートナーシップ支援センターと運営協議会を開催して意思疎通を図るとともに、他団体の参加も得て実地訓練や活動マニュアルの改訂等を行います。

②社会福祉法人における災害支援活動の調査等

大田社協として、災害支援に備えた取り組みを広く理解するため、大田区社会福祉法人協議会等と協力して、社会福祉法人の災害支援活動について現状の把握等を行い、課題や今後の方向性を整理し情報提供等を行っていきます。

10 高齢者就労等支援事業

【2,293 万円】

～ 高齢者の働く意欲や生きがいを応援していきます。 ～

概ね 55 歳以上の方を対象に無料職業紹介事業を展開しています。各種セミナー並びに面接会等を開催し、高齢者の就労支援を実施します。

事業名	開催回数
合同就職面接会	2 回
ミニ就職面接会	4 回
再就職セミナー	4 回
出張相談会	3 回
保育補助員補助員養成講習会	1 回
介護施設職場体験セミナー	1 回